

身近な方が亡くなられた方へ

大阪市東淀川区役所

◆死亡届提出に伴う区役所での主な手続き◆

お亡くなりになられた方に関しましては、次のような手続きが必要となります。該当するものがある方は、それぞれの窓口でお手続きいただきますようお願いいたします（手続きが不要な場合や、手続きに期限や必要な書類がある場合がございますので、それぞれの窓口でご確認ください）。
※お亡くなりになられた方のお住まいが他市区町村の場合は、お住まいの市区町村にご確認ください。
※（★）が付いている手続きにつきましては、手続きの期限が短いものもございますので、お手数ですが、各担当窓口までお問合せください。

窓口サービス課（住民情報）【1階④番窓口 電話06-4809-9963】

☐通知カードまたは個人番号カード・住民基本台帳カード・印鑑登録証の返却

窓口サービス課（保険年金）【1階⑥番窓口 電話06-4809-9956】

☐葬祭費の申請（国民健康保険・後期高齢医療制度加入の方のみ）（★）

☐国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書等の返却

※他の健康保険に加入されていた方は、ご加入の保険組合や勤務先等にお問合せください。

保健福祉課（保健企画）【2階②番窓口 電話06-4809-9882】

☐各種証の返却

（被爆者手帳（★）・公害医療手帳（★）・精神障がい者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証・交通乗車証）

保健福祉課（子育て・教育）【2階⑤番窓口 電話06-4809-9856】

☐児童手当・児童扶養手当の受給に関する変更など（★）

☐各種証の返却（重度障がい者医療証・こども医療証・ひとり親医療証）

保健福祉課（高齢者）【2階⑦番窓口 電話06-4809-9855】

☐敬老優待乗車証・緊急通報システムの返却

保健福祉課（障がい者）【2階⑦番窓口 電話06-4809-9845】

☐特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当の受給に関する変更など（★）

☐各種証の返却（身体障がい者手帳・療育手帳・交通乗車証及びタクシー給付券）

保健福祉課（介護保険）【2階⑨番窓口 電話06-4809-9859】

☐介護保険被保険者証の返却

☆保健福祉課（2階②～⑨番窓口）は、第4日曜日は開庁しておりません。
翌開庁日以降にお問合せください。

【区役所以外での手続きについて】

- ・国民年金・厚生年金に関しては、淀川年金事務所（電話06-6305-1881）にお問合せください。
- ・共済年金に関しては、ご加入の共済組合・勤務先にお問合せください。
- ・個人市民税・固定資産税・軽自動車税に関しては、梅田市税事務所（電話06-4797-2953）にお問合せください。
- ・亡くなられた方が土地・家屋を所有されていた場合は、相続・名義変更の手続きが必要です。相続登記申請に関する一般的な相談は大阪法務局北出張所（電話06-6363-1981）までお問合せください。※予約制です。
- ・その他、銀行・各種保険、勤務先での扶養手当や税金の扶養控除などの手続きが必要な場合があります。各自で関係先にお問合せください。